

豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全の確保を図ることを目的として、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 22 年 3 月 26 日国官会第 2317 号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。)及び大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱に基づき、危険住宅の移転(以下「移転事業」という。)を行う者(以下「施行者」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、豊能町補助金交付規則(昭和 50 年規則 2 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 危険住宅 次のアからウのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅(急傾斜地崩壊等の災害防止措置が講じられた箇所に存する住宅を除く。)

ア 大阪府建築基準法施行条例(昭和 46 年大阪府条例第 4 号。以下「府条例」という。)

第 4 条第 1 項の第 1 種地区

イ 府条例第 4 条第 2 項の第 2 種地区。ただし、危険住宅を除去した跡地を市町村等の公的機関が買収又は借地し、公園その他公共的又は公益的施設用地として利用するなど、当該跡地に居住の用に供する建築物が建たない担保性がある場合に限る。

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条に基づき大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域

(2) 補助事業 移転事業を促進するため、施行者に対し、次のアからウに掲げる経費について町が補助する事業をいい、交付金要綱に基づき国の交付金の交付対象となる事業のうち、急傾斜地崩壊対策等の災害防止に関する事業と同一箇所で重複して施行されないもの。

ア 危険住宅の除去に要する経費

イ 危険住宅の引越等に要する経費

ウ 危険住宅に代わる住宅(以下「移転先住宅」という。)の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費(ただし、移転先住宅を建設する場合は、次の①及び②に該当すること)。

① 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

② 当該住宅における区域要件の建築制限の基準に適合すること。

(補助対象住宅)

第 3 条 補助金の交付の対象となる危険住宅は、企業の社宅等ではなく、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に存すること。

(2) 公共事業等による立ち退きに伴う移転補償の対象でないこと。

(3) この要綱と同一の目的を達成するための町の制度に基づく補助金の交付決定に関するものでないこと。ただし、当該決定が取り消された場合は、この限りでない。

(4) この要綱と同一の目的を達成するための国及び地方公共団体等による他の補助金の交付決定に関するものでないこと。ただし、当該決定が取り消された場合は、この限りでない。

(5) 現に居住し、又は居住の用に供することができること。

2 補助金の交付の対象となる移転先住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に存すること。

(2) 前条第 1 号アからウの区域以外に存すること。ただし、急傾斜地崩壊等の災害防止措置が講じられた箇所に存するものは、この限りでない。

(補助対象者)

第 4 条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 前条第 1 項の危険住宅の所有者であること。

(2) 本町町税の滞納がないこと。

(3) 第 18 条各号に規定する者でないこと。

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費の内容及び補助限度額は、別表に掲げるものとする。

2 補助金の交付額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、補助事業の区分ごとにその端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出し、移転事業の着手(移転事業に係る契約)の前に補助金の交付決定を受けなければならない。

い。ただし、補助金の申請にかかる移転事業に要する経費が危険住宅の除去のみの場合は、第 5 号、第 9 号及び第 10 号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 危険住宅及びその敷地に係る登記事項証明書その他危険住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの(申請日から 3 月以内に交付されたものに限る。)
- (2) 危険住宅の所有者について、本町町税の滞納がないことを証明する書類(申請日から 3 月以内に交付されたものに限る。)
- (3) 危険住宅の付近見取り図、配置図(第 2 条第 1 号アからウまでのいずれかの区域内であることがわかる図を含む。)、平面図及び外観写真
- (4) 危険住宅の建築時期が確認できる書類(他の書類と兼ねることができる。)
- (5) 移転先住宅の付近見取り図、配置図、平面図及び立面図
- (6) 資金計画書(様式第 2 号)
- (7) 危険住宅の除去に要する経費の見積書
- (8) 危険住宅の引越等に要する経費の見積書
- (9) 移転先住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。以下同じ。)及び改修に要する経費の見積書
- (10) 移転先住宅の建設、購入及び改修に要する資金の借入れを予定している金融機関その他の機関において、建物及び土地の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
- (11) 消費税の課税事業者である場合、課税事業者届出書
- (12) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、交付を受けようとする補助金にかかる消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方費税率を乗じて得た金額との合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助金の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを交付を受けようとする補助金から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 この要綱に基づく補助金の交付は、1 の危険住宅及び移転先住宅につき 1 回限りとする。
(交付の決定等)

第 7 条 町長は、前条第 1 項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査した上、補助金を交付することが適当と認め補助金を交付すると決定したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により、補助金を交付しないと決定したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書(様式第 4 号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 補助金の交付には、次の条件を付することができる。

(1) 補助金は、補助事業に要する経費に充てること。

(2) 第 11 条第 3 項若しくは 4 項又は規則第 15 条若しくは第 16 条のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあること。

(3) 危険住宅を除去した跡地に住宅を建築しないこと。

(4) 移転事業が完了したときは、その完了の日から 30 日以内(中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から 30 日以内)又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書に第 12 条第 1 項の規定による書類を添えて町長に提出すること。

(5) 危険住宅の解体に伴い必要な手続きや発生した廃材の処理等は関係法令を遵守し、適切に行うこと。

(6) 第 6 条第 2 項ただし書きの規定により申請した者は、補助金の交付決定額について、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、補助金交付決定額から減額して実績報告すること。

(7) 規則及びこの要綱を順守すること。

3 町長は、前項に定める条件のほか、この要綱の目的を達成するための必要な条件を付することができる。

(移転事業等の遂行)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって移転事業を行わなければならない。

2 町長は、規則第 10 条の規定による事業の遂行状況等の報告を受けた場合において、移転事業が補助金の交付申請の内容又は交付決定に付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対し、当該内容又は条件に従って移転事業を遂行するように求めることができる。

- 3 町長は、交付決定者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、移転事業の遂行の一時停止を求めることができる。
- 4 移転事業は、補助金の交付決定を受けた会計年度の3月15日までに完了し、補助金の確定を受けるものとする。

(補助金の経理)

第9条 交付決定者は、移転事業について、収支を明らかにした領収証書等の書類を取り揃えらるとともに、経理を明らかにした帳票を作成しなければならない。

- 2 前項の書類及び帳票は、移転事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

(移転事業の内容変更等)

第10条 交付決定者は、決定後において次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なくがけ地近接等危険住宅移転事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 移転事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 移転事業に要する経費を変更しようとするとき。
- (3) 移転事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 町長は、前項の承認をしたときは、がけ地近接等危険住宅移転事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

- 3 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅延なく、その原因を町長に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(交付決定の変更等)

第11条 町長は、前条第1項の申請書の提出があった場合又は同条第3項の報告があった場合には、交付の決定を変更することができるものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 町長は、移転事業について次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 交付決定者が交付決定に付した条件、この要綱の規定又はこの要綱に基づく町長の求めに応じないとき。

- (2) 移転事業の実績が補助金交付決定の内容及び補助金交付決定に付した条件に適合しない場合等、予算の執行が不相当と認められるとき。
- (3) 補助金の交付申請時に移転事業に要すると見込んだ経費の合計額が移転事業に要した費用の合計額に比して著しく減少したとき。
- (4) 移転事業遂行の見込みがないとき。

4 町長は、交付決定者が第 18 条各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部を取り消すものとする。

5 町長は、前 2 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定(全部・一部)取消通知書(様式第 8 号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第 12 条 交付決定者は、移転事業の完了後 30 日以内又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書(様式第 9 号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、移転事業が危険住宅の除去のみの場合は、第 6 号から第 12 号までに掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 危険住宅を除去したことがわかる写真
- (2) 危険住宅の除去に係る契約書の写し
- (3) 危険住宅の除去に要した経費の請求書又は領収書
- (4) 危険住宅の引越等に係る契約書の写し
- (5) 危険住宅の引越等に要した経費の請求書又は領収書
- (6) 移転先住宅の外観写真
- (7) 移転先住宅の建設、購入及び改修に係る契約書の写し
- (8) 移転先住宅の建設、購入及び改修に要した経費の請求書又は領収書
- (9) 資金調達書(様式第 10 号)
- (10) 移転先住宅の建設、購入及び改修をするために要する資金を借入れた金融機関その他の借入先との融資契約書等の写し又はこれに代わる証明書及び当該借入先により建物及び土地の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
- (11) 移転先住宅及びその敷地の登記事項証明書その他移転先住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの(実績報告日から 3 月以内に交付されたものに限る。)
- (12) 移転先住宅の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 7 条第 5 項の規定に基づく検

査済証の写しその他これに準ずると町長が認める書類

(13) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書を提出する者のうち、第6条第2項ただし書きの規定により補助金の交付を申請した者は、補助金交付決定額について消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る移転事業の実績が補助金交付決定の内容及び補助金交付決定に付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるために必要な措置をとるべきことを交付決定者に通知するものとする。

(補助金の額の確定等)

第14条 町長は、第12条の実績報告書の提出があった場合、当該報告に係る補助事業の実績が補助金交付決定の内容及び補助金交付決定に付した条件に適合するかどうかを確認し、適合すると確認したときは、交付すべき補助金の額を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第15条 前条の補助金の額の確定通知を受けた者は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書(様式第12号)を町長に提出し、補助金の交付を請求することができる。

(補助金の返還)

第16条 町長は、第11条の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還請求書(様式第13号)により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(消費税相当額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助金の交付を受けた者は、移転事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、がけ地近接等危険住宅移転事業消費税仕入控除税額報告書(様式第14号)により、速やかに町長に報告するとともに、当該消費税仕入控除税額に相当する補助金を町に返還しなければならない。

(暴力団の排除)

第18条 町長は、補助金の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 豊能町暴力団排除条例(平成 25 年豊能町条例第 25 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号)第 23 条第 2 項の規定による公表が現に行われている者

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
3. この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

	経費の区分	経費の内容	補助限度額
移転事業に要する経費	危険住宅の除去に要する経費(除去費)	移転を行う者に対して除去に要する次の経費を交付する事業 1. 撤去費 2. 跡地整備費	事業年度における「住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費」を限度とする。
	危険住宅の引越等に要する経費(引越等費)	移転を行う者に対して、危険住宅の引越等に要する費用を交付する事業 1. 動産移転費 2. 仮住居費(家賃 3 か月以内) 3. その他移転に伴う経費(10 千円以内)	1 戸当たり 975 千円を限度とする。
	危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費(建物助成費)	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の借入先から借入れた場合において、当該借入金利息(年利率 8.5%を限度とする。)に相当する経費	1 戸あたり 4,210 千円(建物 3,250 千円、土地 960 千円)を限度とする。

※ 引越等費については、除去費と併せて補助対象とする。

※ 建設助成費については、除去費と併せて補助金を申請する場合に限り補助対象とする。